様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政不服審査会		
開催日時	平成30年５月17日（木曜日） 午前10時から午前10時30分まで		
開催場所	みよし市役所５階特別会議室		
出席者	坂口良行（会長）、南谷直毅、倉橋洋子、清田雄治、深谷陽子 （事務局） 廣瀬総務部次長兼総務課長、坂口総務課主幹、塚崎総務課副主幹、福上総務課主査、鈴木総務課主事		
次回開催予定日	平成30年７月19日（木曜日）		
問合せ先	総務課　担当者名　塚崎、福上 電話番号　0561-32-8000 ファックス　0561-32-2165 メールアドレス　soumu@city.aichi-miyoshi.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	○総務部次長兼総務課長；それでは、平成30年度第１回みよし市行政不服審査会を開催します。始めに副市長から委嘱状の交付を行います。 （委嘱状交付） ○総務部次長兼総務課長；ここで副市長よりあいさつを申し上げます。 （副市長あいさつ） ○総務部次長兼総務課長；ここで、副市長は公務のため退席させていただきます。 （副市長退席） ○総務部次長兼総務課長；委員の皆様２年間よろしくお願いします。それでは、事務局の紹介をさせていただきます。 （事務局紹介） ○総務部次長兼総務課長；それでは、ただ今より平成30年度第１回行政不服審査会に入るわけですが、議題に入る前に、みよし市行政不服審査会条例第７条第１項の規定により、審査会には会長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。どなたかご意見はございませんでしょうか。 ○南谷委員；坂口委員でいかがでしょうか。		

	○総務課長；坂口委員をとの意見が出ましたが、いかがでしょうか。 （全員一致で坂口委員を会長に決定） ○総務部次長兼総務課長；それでは、坂口委員は、会長席に移動をお願いします。それでは、坂口会長からごあいさつをいただきたいと思います。 （坂口会長あいさつ） ○総務部次長兼総務課長；ありがとうございました。続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市行政不服審査会条例第７条第３項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とすることになっておりますので、会長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。 ○坂口会長；職務代理者は、南谷委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 （南谷委員了承） ○総務部次長兼総務課長；それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。みよし市行政不服審査会条例第８条第１項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、会議の取回しを会長にお願いします。 ○坂口会長；それでは、議題１点目の「行政不服審査会の概要について」について、事務局から説明をお願いします。 ○総務課主査；では、事務局より説明をさせていただきます。お手持ちの資料の１ページ目をご覧ください。こちらの資料ですが、２年前、平成28年度みよし市行政不服審査会でも説明をさせていただきましたが、２年前と制度に変わりはありませんので、ここでは簡単に行政不服審査会の概要についてお話します。行政不服審査制度とは、行政機関が行う許可などの行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続きです。こちらの２番のところにも書かせていただきましたが、公平性の向上、使いやすさの向上などの観点から、平成28年４月１日に全面的に改正がされました。旧行政不服審査法との主な違いは、３に記載されているとおり、裁決について、有識者からなる第三者機関が点検することを義務化するなど、こちらに主な内容が書かれています。４番目の行政不服審査会の所掌事務については、４に記載されているとおり、審査庁の判断の妥当性をチェックすることとなります。２ページ目をご覧ください。こちらは審査請求がなされた場合の流れとなっております。審査庁は、指名した審理員による審理員意見書、こちらでいう⑥のことですが、審理員意見書の提出を受けた場合は、行政不服審査会に諮問をしなければならないとされています。こちらは、行政不服審査法の第43条第１項及び第２項で規定されているものです。諮問を受けた行政不服審査会は、審査庁の裁決に

	関する考え方を記載した、審査庁が作成した諮問説明書を審査し、答申をすることとなります。この後の３ページ目、４ページ目ですが、参考として、みよし市行政不服審査会条例を添付しましたのでご覧いただければと思います。事務局からは以上です。 ○坂口会長；この点について、何かご質問やご意見はありますか。 ○南谷委員；実務的に大きく変わったとか、あまり変わってないとか、そのあたりはいかがでしょうか。例えば申し立て件数が増えたとか。 ○総務課主査；このあとの議題でもお話しますが、平成28年度から、審査請求は１件もございません。ただ、教示のところで、不服申し立て期間が、従前が60日、改正後は３か月となっておりますので、仮に審査請求をしたいという請求人がいた場合、より期間が延びているので、法の改正の趣旨に沿っているのかなと思います。実務的には件数がないので、あまり変わらないかと思います。 ○坂口会長；他に意見はございますか？ないようですので、議題２「平成29年度行政不服審査請求状況について」について、事務局から説明をお願いします。 ○総務課主査；議題２についてですが、先ほど申し上げたとおり、平成29年度は行政不服審査法に基づく審査請求は行われておりません。平成28年度からも未だ審査請求はございません。事務局からは以上です。 ○坂口会長；この件について、ご意見、ご質問等あればお願いします。・・・意見もないようですので、議題２については以上で終了します。 ○坂口会長；その他何かございますか？それでは、特にないようですので、これにて平成30年度第１回行政不服審査会を終了いたします。